

第4回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

議 事 録

日 時：平成20年6月6日（金曜日）

午後3時から午後5時まで

場 所：宮城県庁行政庁舎9階第1会議室

1 開 会

司会 定刻少し前でございますが、予定の方にご出席いただきましたので、これから始めたいと思います。

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

これより第4回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

2 あいさつ

司会 環境生活部、今野部長よりご挨拶申し上げます。

今野環境生活部長 この4月から環境生活部長に着任いたしました今野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中を委員の皆様には第4回目の評価委員会にご出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

支障除去対策工事、後ほど報告事項でご説明をさせていただきますが、これまでのところは順調に進んでおります。地域の住民の皆様の安心を確保するため、今年度中の完了を目指して鋭意努めてまいりたいと考えております。

前回の委員会におきましては、対策工事後のモニタリング計画について答申をいただきました。感謝を申し上げる次第でございます。その答申において、多機能性覆土状況調査及びバイオモニタリングの方法については引き続き検討するということが盛り込まれました。本日の委員会では、関係方面の皆様からご助言をいただきながら事務局としての調査方法の案をまとめましたので、ご審議をお願いしたいと存じます。各委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

司会 議事に移らせていただきます。

当委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日は6名の委員のご出席をいただいております。評価委員会条例第4条第2項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席によりまして、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、岡田委員におかれましては、出席予定でございましたが、急遽ご都合がつかなくなりまして欠席になっております。

議事に入ります。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定により委員長が務めることとなっております。須藤委員長よりご挨拶をいただきますとともに、議事についてよろしくお願いたします。

須藤委員長 それでは、一言ご挨拶を申し上げた後、議事に移らせていただきます。

前回の第3回の委員会は、たしか11月13日に実施いたしまして、対策工事後のモニタリングをどうしていくのか、その機能調査をどういうふうに進めていくのかということで、まだ完全に先生方の了解を得ることができずに、例えばバイオモニタリングとか機能調査はこうやった方がいいんじゃないかというようなご意見をいただいて、それを踏まえまして事務局に検討をお願いいたしました。ということで、とにかく対策工事後のモニタリングというのは今後の廃棄物処分場を適切に維持管理していく上で大変重要なことですので、本日は前回に積み残して検討いただいたことを中心にご意見をいただきたいと思っております。

委員の先生方には、大変ご多用の中をお繰り合わせご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、本日は傍聴の方もたくさんおいでいただきまして、心から御礼申し上げます。どうぞ遠慮なくご意見を承りたいと思っておりますので、あとは事務局の方から順次やらせていただくこととなりますが、報告事項、審議事項、順番にやらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

続いて審議に入ってよろしいですか。それでは議事に入らせていただきます。

人数は過半数なんですけど、残念なことに、過半数ではありますけれども、4名の方が欠席で残念に思いますが、やむを得ないわけですので、定足数に達しておりますので、このまま議事を続けさせていただきます。

3 議 事

(1) 報告事項

支障除去対策事業の工事進捗状況について

須藤議長 それでは、報告事項が最初に1件ございますので、「支障除去対策事業の工事進捗状況について」ということで、事務局から説明をいただきたいと思っております。加茂室長どうぞ。

事務局(加茂室長) 竹の内対策室の加茂でございます。よろしくお願いたします。

それでは説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料は全部で4種類お配りしております、一つは諮問事項ということで「工事後のモニタリング計画」、本日の議題のモニタリング計画でございます。次に、説明資料として資料1と番号を振っておりますが、「多機能性覆土状況調査の方法(案)」と書いたものがございます。それから、資料2として「バイオモニタリングの方法(案)」というものをお配りしております。それともう一つ、こういった大きい版の資料でございますが、これは以前、第1回目の委員会の時にお配りしております処分場の現状のデータ編でございます。これは既にお配りしておりますが、本日もいろいろ議事の中でこのデータを踏まえながらご議論いただくということもあるかと思ひまして、同じものを用意させていただいております。これについては、恐れ入りますが、会議終了後、回収させていただいて、また次回この場に用意したいと思ひます。あとは以前お配りしたものをご参考にしていただければありがたいと思ひます。以上、資料の確認でございます。

それでは次に、報告事項、こちらの画面で説明させていただきますが、工事の進捗状況についてご説明申し上げます。

工事につきましては、今年3月末から着工しておりますが、支障除去対策として、覆土整形工、全体を覆土する工事と、それから水の排水をする排水工と二つに分けて発注をしております。そのうち覆土整形工については(株)NIPPONコーポレーションという会社に請負をさせておりますし、排水工については(株)深松組が受注しております。工期といたしましては、来年3月19日完成を目標に現在工事を進めているところでございます。

次に、この画面でございますが、覆土整形工の工事概要でございます。

場内に降った雨水の浸透を抑制するために、表層を切り盛りにより排水勾配を設け、種子散布により緑化を行う整形工というのがございます。それから、廃棄物層表層ガス調査により施工範囲を決定した箇所、いわゆる多機能性覆土としまして4層の構造からなる覆土をする工事がございます。それから、場内に降った雨水を排水するための側溝の設置、それから緊急対策工事として施工した東側対策工の法面のゴムシートを紫外線による劣化から保護することを目的とした工事、法面工事と、それから処分場の管理として必要なフェンスの設置、これが覆土整形工の内容でございます。

現在の工事の進捗状況でございますが、ご覧のエリアごとに工事を進めておりますが、1エリアのこの箇所、今、塗りつぶされた箇所について工事が完了しております。引き

続き次の箇所の工事を進めることとしております。現在の進捗率でございますが、計画工程としては19%進む予定でございましたが、現在21%進んでおります。非常に順調に進んでいるということでございます。

次に、現場の写真をご覧ください。

これは工事に入る前の施工前の状況でございます。雑草が茂っているという状況でございます。これは工事後でございます。整形をして、手前の方からずっと整形を進めていっているわけでございますが、そのうち多機能性覆土、赤く色がついておりますけれども、あそこの部分が多機能性覆土を施した場所で、この時点ではバリア層、下から捕捉層2層、3層目のバリア層まで施工した状況の写真でございます。同じ画面で、これが昨日の画面でございますが、バリア層の上の種子の散布まで終えた画面でございます。手前の緑のところは既に発芽してきているような状態でございます。これも同じく新工区のさっきと逆の奥の方へ向かって撮った写真でございますが、これも種子散布の施工を終えた状況でございます。これは昨日の状況でございますが、多機能性覆土箇所、一度全体を覆土してからもう一度75センチ掘り下げて、そこに多機能性覆土を改めて施工し直すというようなところで、その途中経過の状況でございます。毎日ブルーシートで覆いながら管理をするという状況でございます。

次に、排水工の工事でございます。

排水工事というのは、処分場周辺からの雨水浸入の抑制と場内の雨水排水を目的とした北側町道、青い部分ですね、それから農道へ側溝を設置するという工事でございます。それから、フェンスを設置するという工事もございます。

現在の状況といたしましては、ご覧のうちの2カ所、点滅しております2カ所について工事を開始しております。5月末現在での工事の進捗率は、計画が20%でございましたが、5月末時点で10%ということで、若干遅れておりますが、これから遅れを取り戻して、3月19日の完成に向けて施工業者と調整をしているところでございます。

現場の写真でございます。

これは工事の施工前の側溝の状態でございます。これに対してこういった安全対策、安全施設を設置しながら、これらの新しい側溝を入れ込むために掘り込んで、画面中央にコンクリートの側溝が見えますが、ああいった側溝を設置するというところでございます。それから、これは2カ所をやっているわけでございますが、もう1カ所、奥の方の画面ですが、これは施工前の写真です。これは昨日、多少施工を開始したというような

状況でございます。

以上で工事の進捗状況についての報告を終わらせていただきます。

須藤委員長 加茂室長、簡潔にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。佐藤委員どうぞ。マイクをお使いください。

佐藤委員 覆土が終わったところ、そこに植栽します。その時に変なのを植えないでくださいね。ガスがなくなったら、ガスはなくなったけど、今度花粉症になったんだよなというような話ではだめだから、それはきちっとそっちの方の専門家と相談しながらやってくださいというようなお話を申し上げましたが、どういうふうな検討をなさったのかという、したのかしないのかということですね。何かどこかよその国から持ってきた種子をそのままばら蒔いたのかということもありまして、そののところが教えてください。

須藤委員長 植栽のことについてご質問いただきました。種子が蒔かれたという話もされたんですが、それについてお答えください。

事務局（加茂室長） これまでの工事説明会等でそういったご要望もございまして、私どもとしては芝系の植栽をしたいということをご説明してまいりました。芝系の種子は、一つは余り背が高くならずに管理がしやすいと、もう一つは発芽が早くて、工事した後の表土の流出を早く防げるということから、芝系のものとシロツメクサ、そういったものの種子を組み合わせで散布をしております。ご心配の花粉症ということに関しては、そういった種子の専門業者からもいろいろ情報をとりながら、今までそういった問題になったことはないというようなものを植えた、と、植栽したと。

須藤委員長 外国産はどうですか。外来種かどうかということをご質問なされたんですね。

事務局（加茂室長） 道路工事とか法面工事で一般的に使うものでございますので、必ずしも国産というものだけではございませんけれども、よく使われる種類の芝でございます。

須藤委員長 というご説明でございます。どうぞ佐藤委員。

佐藤委員 例えばの話で花粉症ということを上げましたので、それが竹の内を覆う植物層になるわけですね。だから、よそから持ってきたもので芝系だとかというような話ではなくて、これは日本のどこから持ってきた、昔からここにあったのと同じような

やつを植えましたということでなければまずいんじゃないですか、ただ植えたというだけの話で。道路の法面なんか、どこでも問題になっているわけですよ、今。花粉症だけという言い方は非常にまずい言い方だと思います。

須藤委員長 どうぞ加茂室長、今のご質問に対して。

事務局（加茂室長） まず、これまでのご心配の例示として出たのが花粉症でございましたので、ただいま花粉症に関してはいろいろとそういった調査をしたというふうに申し上げますが、今回私どもが植えているのは3種類の種子、芝2種類と白クローバーですね。

須藤委員長 その種名とか何かをちゃんと言うことはできるんですね、特定できるんですね。

事務局（加茂室長） ええ。芝に関しては、クリーピングレッドフェスクという芝とコロニアルベントグラスという芝でございます。それから白クローバーです。そういったものは外来種ではございますけれども、いろいろ調べた結果、特にこれまで道路工事等で問題が発生したという事例は聞いておりませんので、種子の業者とも相談して、大丈夫だろうという判断をしております。

須藤委員長 よろしいですか。どうぞ。

佐藤委員 要するに再生したいということですよ。だから、昔からあったものを植えなさいという意味だったんだよね、あれは。それで花粉症になったらそれは仕方がない。だけど、そこのところ全然理解していない。再生工事ですよ、植生の。それをよそから持ってきたので、何か片仮名で書かなきゃわからないような、言ってみればシロツメクサだってよそから持ってきたものなんだけども、昔からあった、再生ということを頭に入れなかったら、後であなたがどこか転勤した時に、後でこんなのが出てきたぞという話になるんでないかということですよ。そこのところはもっと気を入れてやってもらわないと、やはり安心安全なんていうふうな言い方にはなっていないんじゃない。もう少しふんどし締めてやってよ。再生ですよ。再生ということを頭から離しちゃいけないというの、これは。植生だって再生させなければいけない。当たり前のことじゃないですか。ちゃんと答えて。

須藤委員長 加茂室長どうぞ。

事務局（加茂室長） 片仮名の芝ということで、ちょっとお叱りを受けておりますが、いずれ実績があるということもございまして、我々としてはそれを選ばせていただきま

した。もちろんこれから毎年管理をしていくわけですので、もしそれで何か具体の支障が出るということであれば、もちろん必要な対策はとらなければいけないと。とりあえずいろんな現場の実績を踏まえて問題ないだろうというふうな私の判断でございます。

須藤委員長 佐藤委員がおっしゃっているのは、もちろん先ほどの芝なんかはゴルフ場でも使われている芝だと私は思いますから、外来種が生態系を攪乱するとか、そういうことではないと思うんだけど、佐藤委員が主張されているのは、昔あった植生にしてほしいよということと、それがつながってないんじゃないかと、こういうことのご主張のように聞こえるんですが、その辺はどういう見解でそうされたのかということと、今後その問題にどう対応するのかということ、佐藤委員、そういうことでよろしいですか。今、私が整理したようなことでよろしいですか。

事務局（加茂室長） 昔からのということと考えますと、あの現地はもともとは田んぼというか、そういうことでございましたので、なかなかそういった状態を復元するということは難しいのかなということで、ああいった平らな土地、平地についてどういう仕上げをするかということ、やはり実績のある方法が一番確実ではないかというふうに私どもとして判断させていただきました。

須藤委員長 というご説明でございますので、よろしいですか。どうぞ。

佐藤委員 だから、その判断をどなたが、植物の専門家がなされたのかということですよ。加茂室長がしたのかい。責任は誰にあるのだということ、後で変なのが出てきた時に、加茂室長に電話して、あんた刈ってよという話になるのかという話さ。あそこは柳がご覧のとおりあんなふうに大きくなっていて、当時の所有者たちは「こいつ刈ってちょうだい」というふうな言い方をしているというのは知っているっちゃ。そういうことではないという話なんだよな。それで、誰に相談したのと。相談してやってよという言い方をしました。だから、相談した方がいたんだったら、その方と私はやり合いたいと思ったんだけど、あなたは相談しないで、業者の言いなりでそうやっちゃったんだべ。こいつだけやっているよね、こういうのはどうすればいいんですか、委員長。

須藤委員長 佐藤委員のご意見として伺いましたので、植生の調査をどういうふうにして、平らなところに何か植物を植えるとするならば、一応常識的には芝を植えると、ゴルフ場と同じような状況でね。しかしながら、放っておいたら芝の中にいろんな種が侵入してきて、勝手に種のあるものが増えてきて、灌木になるかもしれないですからね。

そういうような状況をこういう処分場で植生がどう変化するかということを中心にきちんと将来まで展望して調査し、専門家の意見を聞いたのかというご質問でしょう。それをもしやってないなら、してくださいということをお願いすれば、今すぐデータを出せとも言えませんので、そういうことでどうでしょうか。

佐藤委員 委員長に従います。

須藤委員長 そうですか。いやいや、とりあえず私は、植生の問題、ここでまだ議論しなかったですね。多分してなかったと思いますので、植生というのは一定するものじゃございませんので、徐々に放っておけば常緑樹になるわけですから、そういうことまで展望して最初のところを芝でやったのかということ、専門家の意見を聞いたのかというのが佐藤委員のご質問ですので、それを聞いてくださるということをお願いしておけばよろしくないですか。そうしないと、これ以上のことをやりとりできませんので。

佐藤委員 じゃ最後、簡単にそういうことをちょこちょこっとやってほしくないんだよね、これは。詰めなきゃないんだよ、そこ。

事務局（加茂室長） 先ほど申し上げましたが、植生の目的というのは、当面まず覆土した表層の流出防止ということが最大の目的でございますので、そういった意味では早く発芽をすることが必要でございますし、それからもう一つは将来についてということなんですが、もちろん維持管理しながら、例えば草刈りをするとか、いずれ須藤委員長がおっしゃったようにさまざまな在来の種が生えてくるので、それは雑草を刈りながら自然の状態に近づいていくようなことになるのかもしれませんが、その点は私どもとしてもしっかりと維持管理をしていきたいと。もちろん木が生えるようなことではせっかく覆土したのもも壊れてしまいますので、そういったことは当然させないような維持管理をしていきたいと思っております。

須藤委員長 ですから、植えて、その後の植生の管理の仕方も含めて、それからもう少し長期間展望して、緑ですからどういうふうに変化するかということも含めて、その辺のところをもし専門家が周囲にいらっしゃるんでしたらヒアリングしていただくとか、あるいはこの委員の中に植物生態学に詳しい人はいらっしゃらないかと思えますけども、それこそこの周囲にはたくさんおられるので、そういうご意見を伺ってみるなり、あなた方が調べてみるなりして、一つの新しい土地に植物を入れた時にどういう変化をするというのは結構早いんですね。ですから、維持管理をどういう頻度でどういうふうにやっていくかをおっしゃっていただければ佐藤委員も安心されるでしょうから、植えた

ら植えっ放しになったら困るよということと、植えるのはなぜかといったら土壤の侵食を防ぐので、それを迅速にするのは多分芝でしょうと。それは正しいと思いますから、それはそういうふうにやっていただくのはいいんだけど、もうちょっと踏み込んだ考察をしていただかないと佐藤委員が多分満足されなかったのではなからうかなと、私はこう理解していますので、よろしいですか。どうぞ。

佐藤委員 土壤が流出したら困るというふうな言い方なんだけど、それは加茂室長の考え方というか、竹の内対策室の考え方。我々は住むんですよ、あそこに。そこの違いをわかってもらわないと困るんだよな。「何だ、この花」というふうなことではどうしようもないというふうな、わかんないかな。そこが一番違っているところなんでしょう。違っているんですよ、これは完全に。我々は住むんですよ。住んで、将来的にはここのところを耕して何かつくろうか、もうだめなのか、どっちかですよということなんだから、そこのところは土地の地元ときっちりと打ち合わせをして、こいなのを植えましょうか、あいなのを植えましょうかとしなかったら、これはみんなで出て、剥がすようなことになりかねないよ、こいつは。違うすか。先の展望がないの、まるっきり。非常に不満です、それは。

須藤委員長 わかりました。その植生は、結局、処分場というのは、いつもそれはどこでもそうですけれども、休止して、その後の土地利用をどうしてというところの展望をやらないと今のようなご不満が当然出てくるし、心配ですよ、まず地元として、当然住んでいらっしゃるんですから。そういったところをおっしゃっていただいた方が私はよろしいと思いますので、今日それをお一人でお考えになるのは無理でしょうから、とりあえずそういう強いご意見をいただいたということで、議事録にもみんな書いてあると思いますので、そんなところでとりあえずその芝を植えているところを皆さんは聞いていただいて、土壤侵食を防ぐのに普通に使うような芝だから、種の攪乱という意味ではそう問題はないでしょうけども、将来を展望した時にどうであるかというのはまだ不明ですよ。そういうことなので、とりあえずこの問題はこの辺にさせていただいて、お調べいただくと。次の委員会あたりには出していただくと、その展望をですね。そうした方がいいかと思いますので、地元の方もいらっしゃるようですから、そのようにしてください。ほかにご質問ありますでしょうか。

(2) 審議事項

須藤委員長 それでは、次に審議事項に入りますが、あらかじめ私のところに佐藤委員を通じまして傍聴人3名の方から発言をしたいというお申し出をいただいております。これからのモニタリング計画にも参考になりますので、先に参考人といいたいでしょうか、傍聴人の中から参考のご意見を伺いたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。委員の皆さんに異議がなければ、3名の方からのご要望がございまして、順番に私から指名をさせていただきますが、五、六分程度でおまとめいただければありがたいと思います。

それでは、まず岡久さんからご発言をどうぞ。座ったままで立ってもどっちでもご自由で結構ですから。

傍聴人（岡） 足が不自由なので。

須藤委員長 じゃ座ってどうぞ。

傍聴人（岡） 五、六分ということなので、いろいろしゃべり始めると止まらないので、一応文章化して読ませていただきます。

私は、竹の内産廃処分場から450メートルのところに住んでいる岡と申します。竹の内産廃から命と環境を守る会の役員もやっております。私は、最初からの主張なんですけれども、産廃物は全量撤去というのが最良の解決方法だと思っています。しかし、現在こういう形で進んでいるんですね。この立場に立って発言したいと思います。

現在、さっき説明があったように、処分場は今覆土と側溝の工事が施工されていますけれども、そもそも竹の内産廃処分場は悪質な業者によって、本当は安定5品目を県南、県内のものを投棄するということでしたけれども、ところが実際に住民が目撃しているのは焼却灰とか医療廃棄物とか汚泥、残渣、いろいろなもの、ありとあらゆるものを持ってきて入っていると。しかも地下20メートル、30メートルまで掘ってある。下の方に主に悪いものを入れているということが現実なんですよね。特に関西、関東方面から大型で運び込まれてきているということなんです。本来、産廃物というのは持ってきた時にチェックしなくちゃならないんですけども、そういうチェックもほとんどやらないでやられてきたと。住民が健康被害で逃げ出さざるを得ないような悪臭とか汚水が今から平成十二、三年頃はどんどん出ていたわけです。本当に深刻だったんです。問題は、業者が違法投棄して違法操業していることを住民から何回も県に対して電話で通報しているわけですが、県の方の返ってくる返事というのは「悪臭は健康に被害を及ぼすほどではない」とか「違法ではない」とか、いろいろ私どもは現場に行って、私たちは

その頃あまり法的にわからなかったから、ごまかされ続けてきたというのが結局今の問題になっていると思うんです。今までの経過を言えばきりがないので、経過については言いませんけれども、要するに103万立米の廃棄物が入っていると、私はこれよりもっと多いと思っているんですけども。そのうち70万立米が違法投棄だと。産廃物というのは、どこの産廃処分場の話なんかをしても、10年、20年で無害化になるんだというようなことはない、そう言っている人もいないと。住民はこれから先、子や孫の先の世代まで一体ここに住めるんだろうかということを中心に心配していると。

したがって、評価委員会としても住民の安全安心を先々まで見通した評価をお願いしたい。そのために、例えば一つ、水質汚染の問題、ガス発生評価の問題、こういったモニタリングを現在の井戸でやるというような話もありますけれども、そうでなしに、やはり評価委員会としてそういったモニタリング用の井戸を数本新たに掘って、そこでいろいろ試料を採って評価するということが大事なんじゃなからうかと。しかも、調査頻度も年4回ということでは言っていますけれども、そうでなくて、やはり月に1回、毎月行っていただきたい。

それから、もう一つは評価基準の問題なんですけども、あくまでも県の方では環境基準ということを中心にしていますけども、私たち現場からすると、やはり有害物ゼロを基準にした評価というものをやるべきではないかと。要するに、被害を受けているのは住民です。モニタリングについても住民がいつでも監視できるようなところにしていただきたいなと思います。私自身も処分場に時々行くんですけども、次の日は1日ほとんど肺がおかしくなって、だめというような状況なので、本当に微量の硫化水素ガスでもかなりの影響が出るんじゃないかと。したがって、そういったことも住民がこれから先、本当に安全で安心なんだよということまできちっと評価をするようなことをやっていただきたいなと思います。

それから、もう一つは覆土後の問題なんです。P R B工法がなかなかまだ灰色という形になっているんですけども、やはりP R B工法をやるべきだと思いますし、私はこの間、産廃の全国集会に行ってきたんですけども、P R Bをやっている処分場というのはほとんどない、全然ないんですよ。竹の内が初めてのやり方だというようなことで、非常に内容的には問題があるなというふうに感じたんですけども、そういうところをきちっとそこまでできるように評価委員会としてもやっていただきたいなと。

それから、私たちは決してエゴで反対しているんじゃないんです、住民エゴで。やは

り公害問題について、本当に安心だよと、安心してこれから先住み続けられるんだよというふうな竹の内にしていただかないと、私たちは死んでも、子供たちや孫たちに必ず影響が出てくるんじゃないかなと非常に心配しているわけです。そういうことも含めて評価委員会でも評価していただきたいなと。

それから、知事なんかも、県の見方というのはおかしいと思っているんです、私は。「一部の人騒いでいる」とか「何人かがぎゃあぎゃあ騒いでいる」とか、県知事自身がそういう言い方をするから「何だ、この野郎」と私たちもついつい反発したくなるんですけども。そういうことがないように、やはり住民の意見を十分取り入れて、いろいろなこれからの対策もやっていただきたいということをお願いしたいんです。そういうことです。

須藤委員長 具体的な問題もありましたので、後でまとめさせていただきますが、もっとモニタリングをしっかりとやって、頻度も上げ、箇所も上げろというふうな、内容的には重要なところですよ。（「井戸」の声あり）だから、もっと増やせと、こういうことですよ。わかりました。それでは、続いて鈴木健一さんからどうぞ。

傍聴人（鈴木） 鈴木です。

今日の委員会の中で、バイオアッセイについて議論されるということについて、大変よいことだなというふうに思っております。しかしながら、この資料を見ますと、荒川の水と処分場からの水とを比較すると。いわば生物をそこに入れてというような中身になっているようにちょっと見受けられるんですが、これは実際に池を掘って、池をつかって、そこに魚を飼うという方法がやはり私は一番いいのではないかと。継続的にそういう生物の動きというやつを見ていくと。そういう中で、センサーをつけるとかして、異常があれば魚が必ず集団行動したり、びゅびゅと動いたり、そういったものがありますので、センサーをつけて警報が鳴るような装置とか、そういったことを継続的にやはりこれは設置をすべきだというふうに考えております。なお、魚については、小さい魚の方がより敏感でいいというふうになっておりますので、その辺も配慮していただければというふうなことで、若干その辺についても検討をお願いしたいと思っております。

次に、今月、6月1日、2日とかですが、私のうちに孫が来ました。私のうちは処分場から東の方に300メートルほど離れたところでございまして、ちょうど蔵王おろしの風が私の家の上を歩いていくと、こんな感じの位置になります。昔というか、この処分場から来る悪臭が私の方に直撃していたなというふうに思っているんですが、孫が来て、

そして鼻水がぞろぞろと出ました。やはりこれはおかしいなと、風邪も引いてないのに鼻水が出る。私も何度もかんでやりましたけど、ぞろぞろ出るんですよ。あれはやはり処分場の硫化水素か何かわかりませんが、悪臭が、ガスがやはり空気に混じっているんでないかというふうに私は率直に感じました。なお、これについては地域住民も、実は昨日もそういうことを言っている人が、女の人ですけども、おりました。

やはり今、処分場がまさに工事中なので、重機を多く持ち込んでいるし、結局圧縮されているというふうなことからガスが発生していることは、ガスが亀裂を通して出てきているんじゃないかという感じがしております。今の工事は、平たく言えば、簡単に言えばガスの封じ込めということを目指しているんじゃないかと思うんですね。つまり多機能性覆土の一部をつくるにしても結局は盛土というか、覆土工事なわけなんで、それでもってガスをいわば封じ込めるといような、その狙いで今の対策をしているという、率直に言えばそうでないかと思えます。しかし、ガスはどんどん地下の産廃物等で作られていくし、そういう面ではガスは必ずどこかから逃げるわけですね。したがって、どこの部分かわかりませんが、とにかく亀裂が発生して、必ずそこから逃げ出すということは、これは明らかだと思えますね。いつまでもガスは封じ込められていませんから、必ずこれは出ます。というふうなことから言えば、ガスを具体的に積極的に抜く方法ということが必要ではないかというふうに考えられます。したがって、ガス処理塔というふうなことで、いわばガスを収集する有孔ヒューム管みたいなものをこの産廃物等に入れて、そこからパイプを通してガス処理塔をつくと。そして、そこに活性炭とかを入れて、そこを通して臭気を出していくと、無害化をして出していくと。このことをやれば、やはりガスは、今の状態だといつガスがなくなるかわからないけれども、ガス処理塔をつくれれば無害化の時期も一層早まるんじゃないかというふうに考えるわけなんで、ぜひガス処理塔の検討をお願いしたいというふうに思います。このままの覆土だけでは、これは極めて危険であるし、必ずガスはどこかから抜けて、結局は大人も不快になるわけで、ぜひそのことについて検討をしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

一応この図面、ガス処理塔の基本図というか、模式図を描いたのを委員長に差し上げますので、ひとつこれを参考にしてください。

須藤委員長 どうもありがとうございます。今お話しになった案ですね。後で事務局にこれを見ていただきますが、鈴木さん、どうもありがとうございました。

それではもうお一方、大内敬子さん、お願いいたします。

傍聴人（大内） どうもご苦労さんです。

いろんな会合、今までありました、検討委員会なり、今回は評価委員会ですか。そして、私が県の方に強く要望したいのは、せっかく会議を開いてもらって、それが全然役に立ってないと言ったら申し訳ないんだけど、検討委員会の時だってそうでした。7工法かな、それらが出たんですけども、全然それを無視して、知らないうちに今度はPRBであるとか、そんなふうになってしまって、会議が役に立たないんだったら開かない方がいいだろうと思うくらいです。会議をやって私たちがだまくらかしていると言ったら語弊があるか、本当にごまかされているとしか思えないんです。何回会議をやって、それが結果として有効に利用されてないんだったら、せっかく、金がない、金がないと言っている県の方で、会議だってただではないでしょう。それらについての結果を出してもらいたい、そう思います。

それで、まず前者2人の話にもあったんですけども、ダブりますけど、私はいろんな学問的なことはわかりません。ただ、私たちが住んで、安全安心、その生活が守れるのかということなんです。あそこから転居した人もいます。住宅を置き去りにして、新しく家を建てて、そして行った人、それからお医者さんの方ではいろんな原因を、因果関係は言えませんが、大分亡くなられた方が一時増えました。この頃はよっぽど臭気も前のようではなくなったので、それらが落ち着いてきたようには思いますけど、いつ起こるかわからない宮城県沖地震と言われている時に、覆土されて、それが地震で亀裂が出て、そこからガスが出ないとは言えないと思うんです。それらが私たちが心配なんです。ただガスを封じ込めて、臭いものに蓋ですか、それで我慢してくれというような形では、私たちは安心して住むことはできません。毎日みんな「今日は臭いね」とか「最近よっぽどよくなったから、これであとよくなるのかね」と、そういう言葉なんです。だから、安心して暮らせるような状態に早急にしてもらいたい。

そして、評価委員の皆さん方には、これを評価なさったことについてぜひ県の方に実行してもらおうようにしてもらいたいと思います。どんなに会議を何遍開いても何百回開いても、これが役に立たないんだったら、する必要ないです。そして、前の検討委員会のことだって、皆さんおわかりでしょう。あんなに金かけてやって、それが一つも活かされないというのは、私たち住民にとってはこんなに悔しい寂しい思いはないんです。ですから、委員の先生方をお願いしたいのは、ぜひ評価委員会で決められたことは県に

実行してもらおうようにお願いしたいと思います。そうでないと、やはり「また、だまされたのか」という感じになります。

そして、今、県の方で住宅を用意してありますよね。そこに誰が住んでいますか。一回だってこの頃は行ってないと思います。無駄な金を使っているんじゃないかと思うんです。そんな名取と柴田ですか、名取ですよ、避難住宅。避難住宅なんて私は必要ないと思うんですよ、県で「基準値を超えてない。安心だ」と言うんだったら。それでも、そこに行っている人がいるんだったらいいですよ。行ってないでしょう。私、誰も行ったというのを聞いてません。何のための避難住宅なのかな。だから、それらもいろいろ検討してもらったらいんじゃないかな。実際役立つものは必要ないですよ。

そして、この間、公民館で角田先生にいろいろ診察してもらった人なんかもいますけど、個人的に角田先生のところに行って治療を受けている人もいます。そういう人たちのことをきちっと把握して、それらについての支援なり、最初に聞き取りしなければ支援もないでしょうから、そういう手当てをしてもらうのが先かなと。大変な人がいます。よろしくをお願いします。

須藤委員長 どうもありがとうございました。ただいまの大内敬子さんからのご発言でございますが、今、岡さんと鈴木さんと大内さんの3人から傍聴人として、大変厳しいところもございますが、率直なご意見をいただきました。これは続いての審議に反映させていくつもりですが、まずは県の考えている問題についての方法論を。

傍聴人（佐藤） 私ちょっと遅れて来たから、届けた3人しか発言できないんですか。

須藤委員長 私は理解したんだけど。

傍聴人（佐藤） 1人だけ。

須藤委員長 あと残っているのは、すいません、名前は何とおっしゃるんですか。

傍聴人（佐藤） 私、町会議員の佐藤年夫と申します。

須藤委員長 せっかくですから、同じように五、六分。

傍聴人（佐藤） 会場が自治会館だと聞いたもんだから向こうの方に行って、遅れてしまいました。

二つほどお願いしたいんですけれども、一つは、この評価委員会の全員で現場を見ていただきたいなと。できれば、現地で評価委員会なるものを開いてもらえないものかどうか。ここは遠いんですね、村田町から来るのは。だから、いっぱい集めますから、ひとつみんなの現地の意見も聞いていただきたいというのが1点です。

それから、二つ目は、いまだにどこを掘っても、私ら掘ると大体多くて1,100ppm、700ppmぐらいの硫化水素ガスが出るんです。そういうことの観点から、県では13カ所にだけ絞って、一番ガスが出ているところが多機能性覆土をするんだと、こういうことでございますけれども、今まで厳しい意見が出ているわけだけでも、これでは非常にやはり将来に不安を残すと。そもそも県で前から言ってきたのは、多機能性覆土とPRB工法を同時にやるんだと私ら聞いていたんです。ところが、打って変わって、何か知らないけれども、環境省では大体31億円ぐらいの予算は大丈夫だと、私ら環境省にも行きましたから、そういう回答をいただいているんだけれども、今回は5億5,000万円ぐらいということで、多機能性覆土だけだと、それも13カ所に限っていると。全体の面積の10%ぐらいなんです。あとの90%はそのままだと。県で何回も言うのは、これでダメだったら、31億円あるんだからお金を全部使ってもその次の段階で直しますと、こう言っているんです。次の段階はいつなのやというと、30年後と言うんですね。30年だと私は70歳だから、もう死んでしまうんですよ。だから、そうじゃなくて、モニタリングも厳しくして、やはりいろんなところをまた掘削してみたり何だりしてもらって、ガスの出ているところがほとんどですから、もう少し面積的に広げていただけないものかどうか、この辺も一つ評価委員会で検討していただきたいところだなというふうに私は思っている。この2点だけお願いします。

須藤委員長 どうもありがとうございました。佐藤さん、傍聴者として、追加、4人目の方としてご発言をいただきました。

今のうち、次回委員会か、その間になるかわかりませんが、全員で一度は訪問していますけれども、こういう工事が始まってからはございませんので、次回の委員会を現地で開きたいと私自身も思っておりましたので、まだ事務局と十分相談はしてありませんが、一番目の問題は大体私は了解をさせていただきましたので、最後のところでこれをまとめたいと思います。

それから、2番目以降の問題は、先ほどの3人の方と同じように、ここですぐ取り上げて、どっちにしましょうかというわけにいきませんので、まずは委員の皆さんのご意見を伺い、その前に加茂室長からその方法論を、これは両方入り混じっているのですが、私は議事の進行を変えちゃいけないのかもしれないけれども、機能調査の方法とモニタリングの方法を一緒に一括でやりませんか。その方が、両方、皆さんのご意見も多分そうな

るので、いただいたシナリオでは二つに分けてということだったけども、一緒にやりましょう。それでいいですか。先に両方をご説明ください。それで委員の先生方から両方についてご質問いただいて、先ほどの4人の方のことも含めて最終的にお願いするなり、どう決めるなりとやった方が円滑に議事を進行できるような気がいたしましたので、加茂室長には二つあわせて説明してください。

【工事後のモニタリング計画について】

多機能性覆土状況調査の方法（案）

バイオモニタリングの方法（案）

事務局（加茂室長） それでは、ただいま須藤委員長から二つあわせてということでございますので、ちょっと不手際があるかもわかりませんが、説明させていただきます。それでは、本日、議題として2点ございますので、あわせて説明します。

まず最初に、諮問事項のうちの「工事後のモニタリング計画」という資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

これは、「多機能性覆土状況調査の方法（案）」ということでございます。まず、今回この方法を提案させていただくことになった経過でございますが、昨年開催いたしました第2回、第3回の評価委員会におきまして、多機能性覆土の状況調査をする方法を検討するようというご意見がございました。また、委員の皆様からは具体の提案もございました。そういったことを踏まえまして、事務局として関係委員から更なるご指導を受けながら、専門コンサルに調査させるなどしていろいろと検討してまいりました。その結果、今回提案するのは非穿孔型土壌ガス調査方法でございますグラウンドエアシステムといった方法を提案させていただきたいということでございます。これからその方法についてスライドでご説明します。

なお、このグラウンドエアシステムというのは、簡単に概要を申し上げますと、地下のガスを強制的に吸い上げて、それで測定するものでございまして、事務局で担当者を東京農工大学に派遣をいたしまして、実際そのガス検知実験を拝見して、地下のガスを検知できるということを確認してまいりました。

それでは、調査方法の詳細について、その現地調査をしてきた職員から具体的に説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局（面川） 面川です。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、多機能性覆土状況調査の方法（案）についてご説明いたします。この調査方法等の詳細につきましてはお手元の資料1の方に記載しておりますけれども、スライドで説明させていただきますので、こちらのスクリーンをご覧ください。

この調査では、多機能性覆土について、地下の廃棄物層から発生したガスが捕捉層により捕捉され、大気中に放出していないことを確認することを目的としております。

調査方法は、非穿孔型土壌ガス調査法、グラウンドエアシステムを用いて、多機能性覆土の捕捉層通過後のガスを地表から強制的に吸引して採取し、測定することにより、多機能性覆土のガス捕捉効果の確認をするものです。調査は、多機能性覆土を実施する全13地点で年1回実施することとしております。

それでは、グラウンドエアシステムの詳しい説明をさせていただきます。グラウンドエアシステムは、この写真のように吸引部からポンプを用いて地中の空気やガスを強制吸引するものです。まず、こちらの写真にあるものがベッセル、吸引部をひっくり返したものだのですが、このように中に穴があいておりまして、ここからガスを吸引して取るというものです。

原理について説明いたします。まずメインポンプを起動します。すると地下の空気がこのように吸引され、容器内に充満します。ここでサンプリングポンプを起動しまして、容器内に充満したガスを採取し、これを検知管の方で測定するものです。

処分場に設置する多機能性覆土はこのような構造となっております。この多機能性覆土の表面にグラウンドエアシステムのベッセル部をこのように置きます。グラウンドエアシステムを使って、捕捉層を通過したガスを強制的に吸引して測定し、多機能性覆土のガスの捕捉効果を確認するというものでございます。

これでグラウンドエアシステムの調査方法の詳細について説明を終わります。

事務局（加茂室長） それでは引き続きまして、議題の2番目でございます「バイオモニタリングについて」ご説明を申し上げます。モニタリング計画の8ページをお開きいただきたいと思います。

今回提案させていただくことになった経過をまず申し上げますが、これもまた第2回と第3回の昨年の評価委員会におきまして、事務局で魚を用いたバイオモニタリングを検討するよというご意見がございました。今回、その検討結果を踏まえ、ご提案をさせていただくことになった次第でございます。

なお、バイオモニタリングの実施方法は、決まった方法がないとなかなか難しいとい

うこともあるということから、須藤委員長からはその方面に詳しい稲森委員あるいは宮城県の保健環境センターの指導を受けるようにというご指示もございました。今回の提案内容は、さまざまご指導をいただいた結果を踏まえたものだということを申し添えます。

さて、今回提案させていただきますのは、水の毒性評価方法であるAOD試験、水族環境診断法というものでございます。このAOD試験というのは、採取した試料水を濃縮することによって、その中に存在する有害物質の濃度を高めて、それを検出するという方法で、河川等における魚類の^{いし}斃死事故の原因調査などに用いられております。後から詳しくスライドでご説明しますが、このAOD試験は水に含まれるすべての物質を対象にした総合的な水の評価手法として東北大学農学部で考案された方法でございしますが、宮城県でも魚類の^{いし}斃死事故の原因調査方法として約30年ぐらい前から活用しております。そういった十分な経験と実績を培ってきているというものでございます。また、仙台市とか国の機関でも採用されている方法でもございますので、私どもとしては手法として科学的に確立されたしっかりとした調査方法であるというふうに認識をしております。

それでは、その調査方法について、いろいろ指導を受けてきた担当の面川の方からスライドでご説明いたします。

事務局（面川）では、スクリーンの方をご覧ください。

この調査方法では、処分場からの放流水による周辺環境への影響を把握するため、魚類を用いて調査することを目的としております。調査方法は、処分場からの放流水の放流先である荒川においてAOD試験を実施し、試験魚の半数致死濃度を求めるというもので、年に4回、荒川の上流と下流側の半数致死濃度を比較し、荒川への影響を評価するというものです。AOD試験の詳しい説明は後ほどさせていただきます。調査の場所や時期は、別途実施する水質調査、化学分析の方と併せて実施しようと考えております。

それでは、AOD試験について詳細を説明いたします。

AOD試験とは、水族環境診断法という1972年頃に東北大学農学部において考案された手法で、採取された水から濃縮した試験水をつくり、試験魚の半数致死濃度を求めて毒性を評価するというものです。宮城県保健環境センターでは河川などにおける魚類の^{いし}斃死事故の原因調査方法として約30年前から活用しており、AOD試験は水に含まれるすべての物質を分析対象としておりますので、総合的な水の評価ができるという特徴があります。

まず、荒川で採取した水を冷却溶媒に底部を浸した、この図のようなロータリーエバポレーターという機械で回転させながらゆっくりと冷却し、採取した水に含まれる純水のみを凍らせて濃縮します。この冷凍濃縮方法は、加熱して水分を飛ばす方法よりも水に溶け込んでいる物質に影響を与えにくいことから、バイオモニタリングに適した方法だと考えております。

こちらはある程度濃縮した写真ですけれども、このように瓶の壁面に透明な氷ができております。まず、10倍濃縮した試料をつくり、この10倍濃縮した試料から濃度の異なる複数の試験水を調製いたします。調整した試験水を容器に入れ、そこにアカヒレという試験魚を入れ飼育します。アカヒレとは体長2センチ程度の小魚で、小型のシャーレで飼育できることから、大規模な実験施設を用いずに生物毒性試験ができます。生物毒性試験では、飼育中のアカヒレの様子を観察し、48時間経過後の生死数を数え、試料濃度ごとの死亡率を算出いたします。算出した試料濃度ごとの死亡率をグラフ上にプロットし、半数致死濃度を求めます。竹の内産廃最終処分場のバイオモニタリングにおいては、この半数致死濃度を上流側と下流側で比較し、評価いたします。

これでバイオモニタリングの調査方法詳細案について説明を終わります。

事務局（加茂室長） それでは、説明は以上でございます。

須藤委員長 二つのことを一緒に説明していただき、ありがとうございました。

先ほど傍聴人の方からもご意見が出ているんですが、今の方法論、多機能性覆土の調査方法とバイオモニタリング調査方法を事務局として報告いただきましたので、ご意見やご質問、まず委員の方からお伺いします。順番に行きましょう。稲森先生からどうぞ、名簿順で行きましょう、今日は。

稲森委員 住民の方々のご意見とか、覆土の問題とモニタリングの問題があったわけですけれども、特に覆土関係につきましては、試験方法等もありましたけれども、評価の方法としてはこれで適正であろうというふうに思っております。あとバイオモニタリングの方法につきましても、東北大学農学部で開発された低温濃縮したものを希釈してというようなことで、先ほど池をつくって、そこに魚を飼ってというようなお話もあったわけなんですけれども、方法としてはこういったような形での評価で従前からやられておりますし、適正にそういった事例も多く評価されておりますので、基本的にはこういう方法でよろしいんじゃないかということで、また各先生方のご意見もいろいろあろう

かと思えますけれども、一応私はそういうふうに考えております。

須藤委員長 ありがとうございます。それでは井上先生どうぞ。一通り伺います。

井上委員 まず、多機能性覆土状況調査の方法ですけれども、処分場全体からガスがどの程度という議論ではなくて、ここの多機能性覆土の状況の調査という目的に関してはこの方法は非常に適しているのではないかと思います。通常は適当な表層を少しはがして、そこのガスを調べる程度の調査をやるわけですが、これは強制的に吸引をして調査していきますので、より優れた方法ではないだろうか。ただ、細見先生のところで開発中ということで、実績面でどの程度というところは多少あるかもしれませんが、原理等を伺う限り問題ないのではないかというふうに思います。

それから、バイオモニタリングに関して、なかなかいろんなところでそれぞれやり方は出ているようすけれども、確立した方法ということでは統一されていないと思いますが、この方法、かなり濃縮もかけて調べていけるということで、これも方法としては非常にいいやり方ではないかと。

それから、もう一つ、こういった試験、特に実際に県の方で相当実績があるということですので、そういった意味でもこの方法でやっていくということでもいいのではないだろうかというふうに思います。以上でございます。

須藤委員長 どうも井上先生、ありがとうございます。風間先生、続いてやってください。

風間委員 まず多機能性覆土の施工区域の調査地点が13カ所ということと、調査頻度が年1回ということなんですけれども、私としては、ご説明いただいた方法は比較的簡単なものなので、多機能性覆土をやったところ以外も幾つか選んでやるべきだと思っています。というのは、先ほどご説明あったように、住民の方からご説明あったのは、県の調べたガスの発生分布と住民の方の認識がやや違うようですので、そこら辺の^{そこ}齟齬を埋めるためにも覆土していないところからもやって、それをやることによって多機能性覆土の効果も当然違って出てくるでしょうし、覆土していないところも実際濃度が低いよとか高いよという話も出てくるはずですので、これについては単に多機能性覆土自身の性能をもちろん評価するという目的もあるでしょうけれども、多機能性覆土していないところの部分も安全だよというような意味合いを担保する意味で、覆土していないところの調査も必要と考えます。

それから、年1回という話なんですけれども、これも客観的に年に1回やった調査が

それを代表していると言えるかどうかという辺がやや疑問に思います。例えば雨が降った後なのか、カラカラの天気が続いた後なのか、あるいは夏場の暑い時にやったものなのか、冬場の寒い時にやったのでは当然違ってくることが予想されますけれども、計っていく上でそれは関係ないという結果が出るのかもしれませんが、最初から年1回で十分だという結論が言えるのかどうかについては私はちょっと、そういう結果があるなら結構だと思うんですけど、今の時点ではそうは思えないように思います。ですからそこから辺が、年1回を代表としてよいかという点についてはもう少し頻度を増やす必要があるような気がします。

それから、バイオモニタリングの件ですけど、これは必ずしも専門ではないのでコメントを控えたいと思いますけども、結果的に、先ほど住民の方が原水で池をつくってやるということと、河川水を濃縮してやるということが結果的に同じになるんじゃないかというふうな感じはしました。ですから、バイオモニタリングの方法についてはある程度妥当性があるんじゃないかというふうに感じています。以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 多機能性覆土のモニタリングということで、今、風間先生から言いたいことの半分を言っていたなと思っております。今回多機能性覆土をしたのは10%未満ということで、平成16年度の調査、平成19年度の調査の2回しかやってないわけですね。それも何時間やったかわからないというようなところで100(ppm)を超えたところに多機能性覆土と。それで、メッシュの間隔が15メートルメッシュで、本当につかんでいるのかというふうなおそれはありますので、やはりそこだけやるんじゃなくて、年に1回そこだけやりますというようなことではなくて、それはやはり竹の内の事務所に備えつけておいて、どこでも引っ張って歩かれるような仕掛けにした方がいいんじゃないかなというふうに思いました。それで、ついでながら、平成16年、平成19年にやりましたということではなくて、それは毎年やっていかなきゃならないだろうと。毎年、多機能性覆土の範囲が増えていくよというのが当たり前なんだろうというふうに思っておりますので、それは後できっちりと申し入れをしたいと思っております。

それから、バイオモニターなんですけど、年に4回、荒川の上と下から汲むよというふうなお話ですけども、年に4回でちゃんとつかまるのかいというのはあります。それで、竹の内の汚水が公共水域に出ていくところで魚を飼うというのがさっきの鈴木さんからお話だったろうと。魚を飼うというのは365日見ているよということなので、そ

れは死なないかもしれないけども、半分死んだのを見るよというような残酷なやり方というのは非常に残酷ですね。年に4回そんなことをしていいのかいというのはあります。それから、このことに関して、我々のところに多機能性覆土のことで肩越しに教えてくださる方がいますので、そちらの人たちの意見も伺いたい。だから、これは宿題という形で持たせてほしいということなんですが、出口でとにかく1年中でやるというのが一つ絶対必要だろうと。それから、年に4回で間に合うかというのは、これは専門家というか、後ろにいるサポーターの人たちに聞いてみたいということでございます。

須藤委員長 出口とおっしゃるのは排水の出口のところですね。

佐藤委員 そうです。ずっと前に保健所の職員と「ここで泳げるか」というふうな話をしました。これは究極のバイオモニターだと。あなたが泳いたら私も泳ぐよ、それで水を捨ててもいいよ、あなたが泳がれないような水を捨ててもらっちゃ困るんだというような話をしたことがありましたけども、そういうことが基本にあるんだろうというふうに思います。

それから、後でもう一回、先ほどの植生の話から、あとは皆さんがお話しになったもののまとめをしたいと思います。

須藤委員長 後でとおっしゃいますと。

佐藤委員 後でいいです。

須藤委員長 じゃ澤野委員から、まずやっていただいて。

澤野委員 まず多機能性覆土の関係ですけれども、このほかに表層ガス調査につきましては22年度に予定されているということですから、その分につきましては私どもとしては、できるだけ住民の安全安心ということを考えればモニタリングをしっかりとやっていくということについて、先ほど風間先生から話ありましたような方法をぜひご検討いただければというふうに。

須藤委員長 ほかの地域もということですね。

澤野委員 そうです。それから、バイオモニタリングについてでございますけれども、これは昨年の評価委員会をお願いしておりました件ですが、今回具体的な方法をお示しいただいたわけでございますが、大変ありがとうございます。当時、環境基準の定まっていない化学物質による影響について、処分場の周辺住民の不安を解消するといったようなことからこの取り組みをお願いしていたところでございますけれども、専門的な知識がないものですから、3点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、まず1点は、こ

のAOD試験が竹の内産廃処分場からの放流水による周辺環境に与える影響を調査するためには科学的に確立されている非常にいい方法だということにつきましてはお伺いしました。ただ、私どもは、先ほど傍聴の鈴木さんからもお話がありましたように、もっとわかりやすい方法がないのかなというふうに思ったわけでございます。当初想定しましたのは水道施設等で採用されます生物試験池のようなものでございましたけれども、こういったものであれば異常があれば誰が見てもわかりやすいのかなと、このような感じがしていたわけなんです、処分場の場合そういう方法というのは難しいのかなということがまず1点。

それから、二つ目には、荒川の河川水の上流と下流の調査によって、その中間に処分場から排出された放流水の河川に与える影響、これを調査するというこのようですけれども、これは愚問になるのかどうか、直接処分場の放流水あるいは処分場からの排水を対象とする方法というのは、こういった環境調査の場合どうなのかということ、これが二つ目です。

それから、三つ目としては、何か異常があった場合、その原因をどこまで追及といたしますか、把握することが可能なのかなということ、その方法と原因特定の可能性について、30年間のノウハウがあるということですから、その辺につきましてもしっかり確立されているのかなと思いますので、一応3点につきましてよろしくお願いをいたします。須藤委員長 ありがとうございます。AODについてのご質問、30年間の実績を踏まえて、評価がこれでできるのか、あるいはもし異常があったり、あるいはAODが高くなったら、AODの場合、低くなったらいけないんですよね、毒性が強まるんですよね。その時に何が原因かということがわかりますかという、多分そういう質問だと思います。それから、直接処分場からの水だっていいじゃないかと、こういうようなお話がありました。

傍聴者の方からもご質問あったAODのことを先に、ご質問の部分を片付けたいという、そのやりとりをやってみたいと思うんですが、私から質問を加茂室長に、前に伺ったのかもしれないけど、荒川の水とあの水の比率、1000分の1なのかとか、大雑把でもいいですよ、1に対して1000倍流れているとか。それが後でAODに関係するので、大雑把に後でそれは教えてください。平均的ですよ、しょっちゅう変わるでしょうから、公共用水域の水と処分場の水の比率、それによって後のAODの評価が変わってくると思うので、そのことをお聞きしたいんですが、30年の実績でどうかということもあつた

ので、これは直接伺った方がいいでしょうね。いろいろ資料を提供していただいている佐々木部長、保健環境センターの部長さんにAODの専門家として、今さまざまなご意見をいただいているので、特に澤野委員からいただいているのが多いと思いますけれども、それから傍聴者からもありましたので、あなたのお考えをお聞かせいただければありがたいです。

保健環境センター（佐々木） 初めて出席させていただきます。宮城県保健環境センターの水環境部長をやっております佐々木と申します。30年とおっしゃられましたけど、実は35年やっております。ご質問に対して一つ一つ答えになるかどうかあれなんですけど、先ほどの澤野委員ですか、三つ目の質問からお答えさせていただきます。

異常があった場合、どこまで原因がわかるのかということなんですけど、実はこれが僕らの一番のノウハウでございまして、この後異常があった時にその水をさまざまな分画をいたしまして、学問的に言いますと、警察の鑑識で使っている方法、裁判化学という方法で物質の特定までやっていける方法でございまして。つまり、温度を加えたら飛ぶ物質かとか、pHを変えたら飛ぶ物質かとか、水に溶ける物質なのか、油分に溶ける物質なのか、そういうふうな分画をしていくと毒物までにぶつかるやり方でございまして。おかげさまで、先ほど加茂室長からお話がありましたが、この方法で、宮城県内で毎年約10件ぐらいずつあちこちで魚の死ぬ事故があるんですけど、ご存じのとおり、川で魚が死ぬと水は流れてしまいますので、その水だけで調べますとなかなかその原因がわからないということが、全国的にもその原因究明は10%とか、そういうところなんですけど、おかげさまで宮城県は50%以上これで解明できています。

須藤委員長 原因が50%。

保健環境センター（佐々木） 原因が50%以上、その物質まで。物質が特定できますと工場まで行けるとか、そういったことがございまして、非常に実績のある方法でございまして。

それから、1番目の水道、浄水場なんかでやっているように、水を引き込んで、そこで魚を飼ったらどうかということなんですけど、実は水道水のように利水を目的にした人たちはそれが可能であるかなと思います。つまり、今回の場合は何を目的にしているかということ、魚が^死死するいろんな原因のうち有害物質によるものというふうに私は認識してございまして。魚が死ぬいろんな原因の中に、例えば水温の変化による鮎の冷水病とか、感染症による鯉のヘルペスによるものとか、いろんな形がございまして、あれは有

害物質を感知するにはちょっとまずいんじゃないかということで、つまり物差しをちゃんと揃えておいて、それできちっと計って原因物質まで特定できるような方法ということで、この方法をご推薦申し上げました。

それから、あと何でしたっけ、申し訳ございません、2番目が。

須藤委員長 直接の今の同じ。

保健環境センター（佐々木） そうですね。今のような言い方で、いろんな原因があるんだけど、環境水でしっかりモニタリングできるし、毒物まで解析できますし、そういったことで僕は利用開発をしていますので、僕らは間違いないものだと思ってご推薦申し上げております。よろしくをお願いします。

須藤委員長 それでは、事務局の方として、幾つかご意見が出ていますし、質問もあったと思うんですが、まずはモニタリングの井戸の件数を安心安全のために増やしたいということ、もう一つは、風間先生からも言われているし、ほかの先生からも言われているんだけど、もうちょっとガスの調査をね、多機能性じゃない、要するに私も非常に気になったのは、住民の方々が全体的に健康被害を受けている方も結構おられるという時に、多機能性のところから出るガスじゃなくて、違うところから出るガスもあるじゃないですか。それを多機能性の評価という意味ではいいんだけど、まだ健康被害を受けるような状況かどうかというのをモニタリングするのも、これも併せてモニタリングだと思いますので、そういうところで安心安全でないとおっしゃってられるので、それを担保する意味ではもうちょっとほかのところもやるのがいいのではないかと、こういうご意見もあったので、何やかんや含めて。それから、バイオの方は、直接荒川の水だけではなくて、その水、要するに処分場の水なんかのバイオモニタリングというか、それもやった方がいいんじゃないかというようなご意見をいただいているので、ほかにもご質問あったかもしれませんが、大体大きく分けるとそんなようなところかなと思いますので、まずそこからお答えして、また佐藤委員がご意見があるとおっしゃるので、その後、佐藤委員から伺いましょう。

事務局（加茂室長） それでは、ただいま大きく3点あったと思いますが、一気に全部答えてよろしいでしょうか。

須藤委員長 いいですよ、一気に答えた方がいいですよ。

事務局（加茂室長） 一つ一つ難しい問題でございますが、まず1点目、ガス調査に関して、風間委員からございました。当初、私どもが考えておりましたのは、話題になっ

ておりますように、多機能性覆土が健全に効果しているかどうかという目的で提案したわけでございます。それで、処分場のほかのところからどういうガスが出ているかというのは、前回の委員会でもご審議いただいたように、大気環境調査とか敷地境界での24時間の連続調査ということで把握をしていこうというふうに仕切りをしていたわけですが、今回のグラウンドエアシステムの方法を多機能性覆土以外のところにもやるということになりますと、提案する調査目的というものが変わってくるかと思えます。私どもはそれについてすべきだということであればやぶさかではございませんので、ただ、今回提案するモニタリング計画の中身を変えなきゃいけないということになりますので、その辺は処分場からのガスの発生状況調査というような趣旨に目的を変えていけば可能かなと思っております。

それで、ご質問に対して逆にご質問するのも恐縮なんですが、地点数をどのくらい増やせばいいのか、あるいは頻度をどの程度にすればいいのかということについてご審議をいただいて、我々可能な範囲で対応させていただきたいと考えております。

須藤委員長 13カ所あったんでしょう、多機能性覆土。ちょっと画面出して。

事務局（加茂室長） 多機能性覆土の場所が。

須藤委員長 ちょっと画面出して。13カ所あったんでしょう。だったらそれを平たく言えば、大体それが試験のところなんだったら、コントロールは13カ所あったっていいじゃないですか、そのくらいあれば。それは勘ですよ。そこを100カ所やってくださいというわけにもいかんでしょうから、要するに実験やっているところと実験やってないところだったら、同じ回数やったら常識的な選び方じゃないかなと思うんですが、ほかの先生の意見があれば言ってください。

事務局（加茂室長） 対象として、処分場全体できるだけ平均的に。

須藤委員長 それはもちろんそうですね。今おっしゃっている話を聞くと、いろんなところからいろんなように出ているから。

事務局（加茂室長） 平均的に場所を、集まらないように散らばして。

須藤委員長 当然そうですね。そして13カ所に決めたんだから、いいですよ、それは。

事務局（加茂室長） 多機能性覆土のところの対象と合わせて13カ所ということで。

須藤委員長 そのくらい、それは14カ所でもいいんですけどね。とりあえずはそういうふうにして。

事務局（加茂室長） その辺の地点設定は私どもにらせていただいて、次回報告と。

須藤委員長 それはそうでしょう、任せてね。それで、今度現地に行った時に、まだ決めてないけど、現地というご要望があるから、現地に行ってやった時にそれは確認しましょうよ、我々がね。それはそうしますけども、とりあえずは。

事務局（加茂室長） 調査頻度でございますが。

須藤委員長 さっき1回と言ったけど、具合が悪いとおっしゃっているのも、もちろんこれは費用を伴うことだと私も思うから、100回やれというわけにはいかんだろうから、1回ではやはりたまたまというのもあるし、その時に高気圧が来ていれば余り出てこないよね。低気圧が来ている今の時だったら、ああいうところって低気圧の時に出ると思いますよ、私は。そういう意味では、何て言ったらいいの、本当だったら4回ぐらいやらないとよろしくないでしょうね。この際、住民の皆さんのことを考えていただいたら、やはり1回で、たまたまその日はなかったと言われても、さっきのような話になってしまっているから、4回ぐらいはやっていただいた方がいいんじゃないですか。それも変に晴れているいい日ばかり選んだら出てない日が多いから、悪い日も選ばないといけないですね。

事務局（加茂室長） 実はこの調査は、東京の方から機械と人をお願いするので、雨が降ったらすぐ来てくれというのはなかなか。

須藤委員長 雨が降らなくても、気圧が、天気予報を聞いたらわかるじゃないですか。

事務局（加茂室長） その辺の予測をしながら。

須藤委員長 雨が降ったらだめでしょうから、雨が降る直前にやらなくちゃいけないでしょうからね。

事務局（加茂室長） 予測しながら、それでは春夏秋冬ということで。じゃそういうことで検討させていただいて、次回、結果を報告させていただきます。

須藤委員長 それは検討してくださいよ。私がかことここをやれというふうに、それほどしっかりしたふうに申し上げられないし、それは皆さんがよくわかっているし、地元の。

どうぞ、今のことについてですか、それとも先にまとめるんですか。

佐藤委員 いや、まとめは後で。今、年に4回というようなお話と、委員長の方から高気圧が来た時、低気圧が来た時というふうな、さすがご承知なんだなというふうに思っております、褒めるわけではありませんが。風の強い日はないのかいといったら、風の強い日は出ますね、これは。出るんですよ、これが不思議に。それから、やはり低気圧の

時も出ていました。高気圧の時はやはり出ないという。それから、雨上がりに出るということなので、それから地中の温度というか、日照がどうも関係しているのかなというように、いろいろあります。だから、本当は頻度が多ければ多いほど、今お話を聞いていて、宮城県でその機械を買えないのか、というふうに思いました。高いんですか。

事務局（加茂室長） 市販されているものではないので、ちょっとその辺まではなかなか難しいのかなと。

須藤委員長 試作だけど、買うことはできるでしょう、それは。買うというか、試作させることはできるか、値段は知りませんよ。

事務局（加茂室長） できればそういった業者に委託してということ。

佐藤委員 東京に電話して、来るまで待っているということではなくて。

事務局（加茂室長） ただ、調査回数を重ねていけば、その時その時の気象条件というのをちゃんと記録していけば、どういう状態には。

須藤委員長 回数が多ければいろんなことができるよとおっしゃると思いますよ。多分そういうことだと思いますよ。1回2回だと、いい日ばかり選んでいるんじゃないかと、こうなるからね。そういうことでしょう。

佐藤委員 なるね。なるべく多く。

風間委員 今のことに関連してですけど、この方法は負圧を与えてガスを吸引するわけですね。ですから、委員長がおっしゃったように、大気の気圧だと、もちろん自然に出てくるものはそれにも影響されると思いますけど、そういうものによらないで、何かある程度地中の。

須藤委員長 強烈にやっているわけです。

風間委員 局地でやるということだと思うので、本当はそういうことも考えて年1回なのかもしれませんが、ただそれはやってみなければわからないという部分があるのと、それから、この方法はやはりまだある意味開発段階のもので、例えば吸引するガスの圧力だとか幾つかコントロールするポイントがあるように思うんですけど、そこら辺も踏まえて計画を立てていただけたらと思いますけど。

須藤委員長 じゃ次長、どうぞお願いします。

事務局（安齋次長） 13地点、年1回、これを修正するための一つの基礎資料としまして、お手元の17ページに硫化水素の地中の濃度、この17ページの平成16年度、平成19年の調査結果、先ほど佐藤委員からもお話あった調査なんですけど、この平成16年と平成19

年で地下で100ppmを超えているところ、これが13カ所、平成16年と平成19年の結果で13カ所なんですけど、ここに多機能性覆土を現在施工が進んでいます。その濃度が高いところは橙色以上のところなんですけど、そのほかのところ、ある程度濃度が高いけれども多機能性覆土をするまでではなかったようなところもありますので、この結果をもとにその13カ所以外の場所というのを今後検討させていただきたいと、こんなところでもよろしいでしょうか。

須藤委員長 とりあえずは。じゃ佐藤委員、まだ追加意見があるんですね。

佐藤委員 今の例えば平成16年、平成19年だったら平成21年になるんですか、次は。その辺だよな。もっと毎年なんでしょう、これは。だけど平成22年まで待ってられないよ。変化してきてるんだということを考えれば、もう少し頻度を上げなければならないのではないだろうか。

須藤委員長 毎年やってくださいよと。

佐藤委員 そういうことですね。それで、多機能性覆土をその都度増やしていくということですよ。当然だと思います。

それから、立ち上がったのでついでに言いますけども、今の保健環境センターの部長さん、何でそういう人を隠しておくのかな。もっと早く我々会いたかったというのがあつたんですよ。隠しておくんですよ、みんな。隠しておくの。部長が悪いんでなくて、隠しておくの。余り話しされたくない、そういうふうなのがうんとあるんだもの、情けない。初めてお目にかかって、この人ならば我々の苦しいところをわかってくださるだろうなというふうに思ったんだけども、何で隠すんですか。何で今頃出すというか、隠さないでよ、そういうふうなのは。もっと早くにお話ししたかったというのが一つ。あとは、まとめて後でお話しします。

須藤委員長 じゃ今の質問は、次長から答えてください。前回、私は佐々木部長に出てきてくれというか、よく聞いてきてくださいというところまで発言しましたよね。それなんですけど、今までこの問題について、その存在すら皆さんに紹介されなかったのはけしからんとおっしゃっているわけですよ。その辺について、どうぞ。

事務局（安齋次長） 隠していたわけでないということは、我々の前任者、ずっと何代かありますが、隠しておこうという意識はなかったはずですよ。ただ、一番話題になっていました保健環境センター、今もかかわっている調査の中身の一番はガス、悪臭関係だったんですね。水質関係では出席は今日初めてという結果になってしまったと。これは

これまでの流れからこうなったということで、決して隠していたというわけではございません。

佐藤委員 そういうふうになってしまうというところが問題なんでないですか。

須藤委員長 そうですね。じゃ澤野委員どうぞ。

澤野委員 先ほどのバイオモニタリングにつきまして、佐々木部長の方からいろいろ説明をちょうだいしたわけですが、目的が利水目的ではないので、この方法が一番いい方法だということについてはほぼわかったわけですが、ごめいすけれども、「アカヒレ」という魚なんですけれども、その辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

それから、もう一つは、この試験魚だと思うんですけれども、保健環境センターで実際水を採って持ち込んで検査をするという形になるかと思うんですけれども、そういった魚も含めて一般の方々が見せてもらえるのかどうかということ、この2点、お伺いしたい。

須藤委員長 例えば役場に行ってこの実験をしてくださるかどうか、そうしたら住民も見てくださいから、研究所の中で白衣を着なくちゃ入れないというふうなことかどうかということだと思いますので、どうぞ。

保健環境センター（佐々木） アカヒレをお見せできるかどうか、実験方法をお見せできるかどうかということなんです、簡単にお見せできます。魚も僕らの方でいつも飼っていますし、試験の方法もいつでもできますし、そういうことをごめいす。

須藤委員長 役場に持ってくるのは。

保健環境センター（佐々木） 役場に持っていても大丈夫ですが、アカヒレの説明をさせていただきますと、実はこれは日本の魚ではなくて、少し南の方の魚でございまして、水温が16度以下になると弱ってしまいます。それで、試験の時には20度ぐらいのところやっておりますので、季節のよい時でしたら役場に持って行って、そういうふうなことはできます。

その中で、どうして南の方の魚を使うんだというふうな疑問もございまいしょうが、実は先ほどから申し上げていますように、僕らがこの手法を開発したのは、魚の死んだ原因を究明する時に、できるだけ少ない試水で、10リットルも20リットルもの中で飼うんじゃなくて、100ミリリットル中に7匹入れて飼おうと、4匹以上死んだら毒性があるよということにしようというふうな話の時に、できるだけ小さな試験魚を揃えたいんですよ。しかも、いつでもそれを揃えたいということになりますと、産卵の回数の多い魚

に目をつけて、いつも0.05グラムの魚を用意しておく。そういったような操作をしている、つまり系統的にも体重的にも、それから細菌的にも非常に吟味して飼われて、それを物差しにして水の毒性を調べているということでございますので、ひとつご了解いただきたい。100ミリリットル、盃三つぐらいのところ、7匹入れないといけないと、そういった状況の厳しいところで試験をしている状況でございます。ひとつよろしくお願ひします。

須藤委員長 佐々木部長ね、この次の委員会がいつになるかわからないけど、多分冬よりはもっと早くやらなくちゃいけないと思いますよね。その時に、ぜひ住民の人も来ていただいて、我々にも、やっている希釈、モニタリング、同じ実験なかなかすぐはやりにくいから、濃縮なんかあるから、先に濃縮でもやっておいていただいて、それを現地でちょっとデモンストレーションをやっていただいた方が、役場の方もそうだし、委員の方もそうだし、それから住民の方も、これで死なないんだったら本当に大丈夫よねと思ってもらえるような実験であってほしいと僕も思うから、それをぜひ見せてあげてください。

保健環境センター（佐々木） 実現するように努力してみますが。

須藤委員長 それは事務局の考えがあるから、私が決めてもだめかもしれないけども、そういうふうには思わないと、そういうふうにご覧願ひしておかないと、やはり内緒で実験をやったんじゃないかなんてなっちゃったら困るから、ちょっと大っぴらに一回公表した感じで。

保健環境センター（佐々木） 私も個人的にはぜひやらせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

須藤委員長 ということで、じゃ佐藤委員どうぞ、まとめてくださるんでしょう。私のかわりにまとめてくださると思いますので、どうぞ。

佐藤委員 保健環境センターの部長さんって随分いい人だなと思っておりました。よろしくお願ひします。ほかはだめなんだね、これが。

今、うちの方の傍聴人というか、仲間たちが発言しましたけども、実はみんなこの前の総合対策委員会の委員の人でした。町でやった対策委員会の委員の人でした、みんな。それで、総合対策委員会は年に10回やったのかな、もっとやっているのかな、その中でけんけんがくがくとやって、それで終わってみたら何なのさというふうな状況でございます。それで、こんなものやらない方がいいんでないのか、まるっきりそこで論議され

たことが活かされていないというような話がありまして、これはやはりかなり情けなくなっております。

それで、今言われているのは、実は平成12年あたりにボーリング調査を我々が求めました。その時に宮城県が何と言ったかということ、皆さんの先輩たちですね、何と言ったかということ、ガス対策が先だからボーリングなんかしない、覆土と整地でガスはおさまるんだというふうな言い方をしましたので、その時に帰ってしまった。13カ所、しょうがないから多機能性覆土だと言いながら、何のことはない、その時の整地と覆土で臭いはおさまるんだということに帰ってしまったんだというふうに私はとらえております。何でそうなのと。

それで、実は余り言いたくありませんけども、去年の秋に知事が現地に来まして、虫の居所が悪かったんだと思うんですけども、「2人だけがぎゃあぎゃあ騒いだってしょうがないんじゃないか」というような言い方をしました。それで、あっちこっち多機能性覆土を押しつけてしまったと。その「2人だけぎゃあぎゃあ少数民族が騒いでいる竹の内」というのは、竹の内の事件が始まって以来ずっと県に採用されてきた見方なんです。それで、この前、知事がそいつに帰ってしまった。全然直ってなかったんだなと私は思います。全然直ってない。知事には人づてに前言を取り消してください、謝罪してくださいというような言い方をしていますけども、いまだに何も言ってこないところを見ると、やはり宮城県全体がそういうふうに、最初から今に至るまでそういうふうに思っているんだろうと思います。

それで、委員長からこの委員会を現地でやるよというのが一つ言われましたので、非常にありがたいなとは思っております。それで、求めるのは、モニターをちゃんとやってくださいよということがありました。

実は昨日、二、三日前に、有名な豊島の産廃の全国集会に行きました。その中で、ほかの団体の人たちから「私も竹の内に行ったよ」というような話を何人かから聞きました。だけど、我々は会ったことがないです、その人に、北九州の市議会議員だったりするんだけど。誰が案内したのと言ったら、役場じゃなくて、勾当台の廃棄物対策課だと。その人の話を聞いたって何もありませんよ先生、というような言い方をしました。いいところしか歩かない。いいところしか歩かない、本当に。そういうのがずっと続いている。それで我々が何か言うと「少数民族、何言うんだ」と。

それで、例えばモニターのことにに関して、新設してください、評価委員会で評価でき

るようなモニターを新設してくださいというようなことを申し上げていますが、実は今の硫化水素の局舎なんか我々に相談がありました、どこどこにどういふふうにつけたらいいでしょうかと。我々は顧問の先生たちと相談しながら5カ所というふうな場所を選びました。3カ所にまけてくださいと。それで、しょうがない、金ないんだみたいな話をしまして、3カ所になったんですけども、その時に、5カ所から値切られた、6カ所か、値切られた時に、ここじゃだめだ、こっちだ、あっちだというふうな言い方をしました。でも固定されてしまった、現場に。それで、でき上がってみたら、地上1.5メートルでガスを吸っているんですよ。それを直させるのに2年も3年も、4年ぐらいかかっているのかな、下げるのに。空気より重いガスを吸う入り口を下げるのにそのぐらいかかっているんですよ。この前の総合対策委員会で井上部会長から言ってもらって、やっと下がったんだから、あれは。言うことは聞く。この委員会だって、言うことは聞く。だけど、最終的には我々が仕切るんだと。この前のお尻の締め方というのはびっくりしました、まだ論議が終わっていない段階で「5月にならないと次の会はできません」と。そういうふうにして事務局はみんな仕切ってきた、我々のことを。それで最後は「2人だけ、3人だけ不満分子がぎゃあぎゃああしたってしょうがないんじゃないか」と。そういう意味で、今度は我々も入った、きちりしたモニターをつくってもらわなければだめだというふうに思っております。我々はあそこに住みます。それで、ほかの人たちから「ここに住んでいいのかい」というふうな聞き方をされます。今度は対策室があるんだから室長に聞いてこいというふうな言い方をしようかなと思っているんですけども、室長に聞いたって本当のことは教えないだろうというふうに思っております。だから、それを補完する意味でも、とにかく安心安全を、安心安全は当たり前なんです、これは。全く当たり前のことなんだ。住民の安心安全が確保されたからいいんじゃないかというふうな言い方はない。当たり前なんです、これは。

それから、何かあちこちになりますけども、先ほど植生のことで、そういうのを植えるというのを地権者にお話ししたのかい。地権者と相談の上でそういうことをやっているのかというのがあります。あんたたち勝手にやっているのか、そんなこと。室長、相談したの。

須藤委員長 室長に質問のようです。

事務局（加茂室長） 地権者の方お一人お一人と具体的にどんな芝、そこまでやっていませんが、説明会に地権者の方もいらっやっていますので、そこで2回ほど説明会あ

った中で芝系のものを植えますということで、そういった総合的なご理解はいただいたものと。

佐藤委員 わかった。いいです。言いたいことは、現地でやってほしいということと、安心安全は当たり前のことで、そいつを確保するなんていうふうなことで仕事が終わったみたいな顔をしてもらいたくないということが一つ。それから、どんな県議会の請願採択なんかでも何でもかんでも住民とちゃんとお話ししながらやりなさいよというふうな話になっています。それが守られていない。それで、保健環境センターの部長さんには今日初めてお目にかかったということで、もう少し早くに水のことでご相談したかった。何で隠すのかな。ガス局舎はそういうことね、ここに仮に置きますよと、皆さんと相談して、後で動かしますというふうな約束が成り立っているんだよ、こいつは。あなた方は聞いているかどうかかわからないけども。あれで十分だなんて我々は思っていない。

それから、あちこちに穴あいているのは、そうか、一つこれだけは言わせて。この前、いいことを聞いた、室長から。ボーリング孔の水の頭の高さがばらばらであるというのが、そんなことはない、水なんだから平らになるのが当たり前だというふうな言い方で言いました。それで、でこぼこだということは不均質だと、汚れも不均質なんだぞというふうに思っていましたけども、よくよく聞いたらば、室長、これは失言だったかどうかかわからないけども、上流部が高くて、だんだん下流部で下がっているんですねというふうな言い方ですね。下流部があるということは、流れていることなんではないの。下流部、どのぐらいの落差でなっているかわからないけども、いいよ、そいつは後でやって。とにかくここで言っているのは、ガスを出さない覆土をして、多機能性覆土をやって、ガスを出さない、それから水没の町道を直すということ、それから地下水の汚染は広がってないということなんですけども、だから、どんぶりに水が入っているということと言っているの、皆さんは。それなのに、各ボーリング孔の水の高さを並べたら下流部で下がっています、傾斜がついています、だからここが下流部ですというようなことを言ったよね。そこから漏れてんじゃないの、外に。違うの。大変なことだよ、こいつは。汚水が外に出ているということさ。そういうことも含めて、とにかくモニターはきっちりとってもらわないとだめだというの。それで、我々もそのところに行って眺める。そいつは当然見ますよ、そいつは。だってこれまで嘘ばかりつかれてきたんだもの。

須藤委員長 佐藤委員、わかりました。大体今までの経緯からして、県との何か信頼関係があまりなくて。

佐藤委員 まるっきりない。

須藤委員長 ないですよ。それで、これをずっとやりとりしていてもうまくいかないから、私に任されても困るけど。どうぞ。

佐藤委員 それで、4人の人たちが言われたようなことも含めて、あの人たちはこの前まで委員だったんですよ。だから、言ってきたことを活かしてよ。当たり前ですよ、それは。今やっているのは、要するにあなた方は平成12年度に戻って、ただ覆土すればいいやというふうな感じなんでないか。そこでは「うん」とは言えない。それから、言いたいのは、モニター、これでなければだめだというのはまだ我々実際には持っていません。けども、ガス局舎のつくり方とか、そういうふうなのはそういうふうな経緯があったんだよというふうなお話で、これは本気になってやらしてもらわないと我々の安心安全なんて言いたくはないんだけど、「ここに住んでいいのか」というのに答えられないということです。それから、モニターは、だからそういう意味ではぜひ必要なんだと。

それで、何回も何回も……、最後に言います。PRBというふうな話が出ました。

須藤委員長 前から出ています、それは。

佐藤委員 PRBと多機能性覆土。それからPRBと多機能性覆土がなくなって、今のになっているんですね。何回も何回も我々、紳士ですので、言うことを聞いてきた。それを担保するにもやはりモニターは必要だろうという話ですよ。これは誰が何と言おうと、これは絶対必要なんだということですね。

須藤委員長 わかりましたので、もう少しほかの委員にも意見を聞かないと。大体、最初からいろいろ問題を抱えたままで、ますます亀裂もあるので、この辺のところはもう少し県も、今度新しく来られた部長も、知事も、もっと地元に行ききって皆さんの意見を聞かないといけませんよ。委員会はここでいいんですけども、そういうふうに私も思うので。

佐藤委員 委員が果たせないということ。

須藤委員長 そうですよ。ですから、そこは。

佐藤委員 「あんたたち『いい』って決めてきたんだろう」と言って、私に。

須藤委員長 ですから、先ほども何か、誰だったっけ、大内さんもおっしゃっていたけど、ここで決めたことが全然決まってないし、ここが反映されないなんていうのは委員会を開いたってしょうがないじゃないかと。私もそう思うので、委員長である私がもしそうであるならば、この委員会を開催する意味がないので、例えば今日決まったことは

必ず僕は反映をさせていただくと、こういうふうに思いますし、もし反映してくれなかったら次の時にちゃんと言いますから、皆さんはモニターを今度やってくださいよと、委員会のモニターもやってください、委員会の決定事項のモニターもやってくださいと。そういうことによって、少しは信頼関係を持って両方で仕事を進めていかないと、この問題は、あの時こうだったじゃないか、あの時こうだったじゃないかのやりとりだけしていると、もう2時間近くなつたんですが、もう少し建設的、前向きな意見もちょっと聞いておきたいので、稲森先生、井上先生、風間先生、学識者が今日は3人しかおられないんだけど、今までで何か注意事項、あるいは今日、一応これは諮問いただいているんですよ、これでいいかと。私は、もちろんやり方はこれでいいんだけど、回数とか場所とか、これはもう一回再点検していただいて、地下水はもう少し、例えば5本増やせとか10本増やせというのは予算やら何やらのこともあるでしょうから、とにかく増加させる、増やすということと、それから地点も、私はちなみに13カ所なら13カ所やれと言ったけども、これが適切かどうかはもう少し考えないとわかりませんよね。それと、バイオモニタリングは、先ほどの佐々木部長のやり方ですと、二つのところをもう少し回数を増やして、年に一遍じゃなくて、何回やると言ったんだっけ、4回ですか、もう少しそれは回数を増やした方がいいんじゃないかとか、水温がさっきのように低い温度になっちゃったら死んじゃうわけだから、これじゃ具合が悪いから、ちゃんと20度で合わせてやる、そういう提案もあったりして、バイオモニタリングの方は、やり方はいいんだけど、回数をもっと増やした方がいいんじゃないかとか、この辺のところは諮問いただいているんですが、それを踏まえて、原則的にはこの方法論をここでお認めいただいてやっていくと。こういう方法でいかないと、何も決まりませんでは今度やっていけなくなるから、ここの意見を反映させてくださいというのはそういうことなので、それを踏まえて先生方に一言ずつ、あと10分ぐらいあるから、稲森先生から順番に学識者の方のご意見を少し伺います。

稲森委員 今日住民の方々のご意見等を含めまして非常に有意義だったと思います。やはりその分も毎日計った方がいいというのは、私は生物屋ですから、生物というのはいろいろ変動しまして、本来そうなんです。だけれども、それを言ったって毎日やるとすごいお金がかかるし、できないという現実もありますから、極力それに近づける、予算の限度というのがありますから、回数は極力増やすのがベストであるというのは当然です。場所もですね。それで、覆土しているところと覆土していないところ、そこも

コントロールという意味で重要ですから、そういった形で、これは私が金を持っていて「やれ」というのと別ですから、できる限り住民の方々の安心安全というのは当たり前なんだけれども、それをちゃんと確保するのが行政の役目というのも当然ですから、手法はこれで私はよろしいと思いますので、回数と場所のところが増やせる範囲の中でぜひともよろしく願いますということで、この形はこれで結構だと思います。

井上委員 多機能性覆土というか、その調査方法をさらに広げるということで、調査自体を広げることは予算ある限りそれはやっていただいた方がもちろんいいと思うんですが、ただ、今回のグラウンドエアシステムの方法が、どの程度の圧力か、その辺がまだ余り明確でないので、場合によると強引に吸引したことによってかえって流れをつくって亀裂をつくったりという、見た限りではそれほど強い力で引かないんだろうと思うんですが、その辺のところは少し慎重に試験をやりながら、何かそういう調査をやることによってかえって汚染を広げる事例というのはいろんなところで経験が出ています。

例えば神栖の時も何かそういう話をちょっと聞いていますので、全く違う調査のあれですけれども、そこは少し慎重にやっていただくことを検討していただければと思います。風間委員 私もほとんど2人の先生方と同じ印象ですけれども、まず覆土のモニタリングの方法については、開発中のものですので、人任せにしないで、保健環境センターさんのように県の技術としてできるくらいまで少し踏み込んで勉強するというか、そういうくらいまでやっていただく方が結果的にいいんじゃないかなと思います。そうすると、その調査方法の癖だとか何とかというものがわかりますし、信頼性も出てくると思うので、ぜひ独自の技術として使えるようなものということの結果的に言えるような調査にしてほしいと。

須藤委員長 3人の先生、大体共通していますが、センターが関与してくれるというか、関与して下さるでしょうから、もうちょっと、研究開発中のものであるならば、それがちゃんと定着して、どういうことで試験法が変わったとか、そういうことをきちっと明示できるということが大切なんです。それから、さっきの吸い取る方も、圧力で当然変わるでしょうし、気候でももしかしたら多少変わるかもしれませんし、そんなものいろいろ変数が多いので、その辺を研究しながら、一言で言うと、調査方法に多少柔軟性を持たせていただきたいと。ただ、箇所は今の箇所じゃなくて、増やしてほしいと、回数も増やしてほしいと。やり方は少し柔軟性が欲しい。少しというか、適正だと思ったら変えていただきたい。しかし、それは委員には通知していただきたいということで

すね。これは諮問を受けているので、やり方としてはこれでよろしいんですが、回数、場所、やり方の柔軟性、この辺のところを踏まえて答申にさせていただきたいと思います。いろいろ問題があったわけですが、とりあえずそれはお認めいただいて、それと次の委員会の時は、私がさっき提案したのでまずよろしいでしょうか。ほかの委員の方で何か。次の委員会は、私はやはり今のような問題があるので、さっき選んだ場所なんていうのはそこを見なくちゃいけませんよね。それなので、現地でやった方がいいし、できれば知事に来てほしいな、こうなったら。知事がだめだったら、多分だめでしょう、副知事ぐらいが来て一緒にやってもらうほどの責任がある仕事だと思うので、知事が委員会に出てくるというのは普通は余りないけど、副知事だったら出てもおかしくはないなと思うし、それは事務局が考えることかもしれないけど、そのぐらいの重さのある委員会だと思うので、そして住民にまずは信頼関係を持っていただかないと、何と申しますか、数人の方の中で反対しているんだなんていうふうに言われちゃうようなことでは、この仕事自身もうまくいかないだろうなと僕は思うので、その辺は部長に少し考慮していただいて、私が知事に出席せい、副知事に出席せいとは言えませんので、そういう意見もあったということ踏まえて、とりあえず信頼関係を取り戻すことが、またいいかげんなことをやっているんじゃないかと、こうなったのでは、委員会を反映させるのが私は仕事だと思っていますので、この後ろにおられる方から「また今回も言ったことをやってないじゃないか。だったら委員会を開いてもだめじゃないか」なんて言われたのでは、これは非常にまずいので、その辺のところは十分反映させて、本当に反映させていただきたいということをお願いしておきたいんですが、あと次の進め方をどうぞ。今、私が提案して、特に反論がないので、今の進め方でいかがでしょうか。委員会のことまで含めて結論はこれでいいですか、私のまとめで。事務局がこれで困るというんだったら、今困ると言ってもらわないと、また実際になったら違うじゃないかと言われるから、どうぞお願いします。

事務局（加茂室長） 須藤委員長がまとめていただいた形で、我々もちょっといろいろな話がありましたので整理をして、須藤委員長に確認をしていただいて、答申をいただくということよろしいでしょうか。ありがとうございました。

須藤委員長 前と同じじゃないんですよ。書いてあることと同じじゃないですよ。やり方はいいんだけど、回数とか場所とか、柔軟性を持たせて、例えば圧力をもっと、こんなに引いたらかえって二次汚染を起こすんじゃないかというのがわかったら、それは

同じことをやっちゃいけないので、それは先ほど井上先生がおっしゃったようなことは考慮しなくちゃいけないので、具体的なところには柔軟性を持たせてくださいね。これはわからないところが多いので、そういう意味でアカヒレの方も同じですけどね。

事務局（加茂室長） グラウンドエアシステムについては、確かにおっしゃったように開発中の技術ということもあって、ご提案された細見先生自身も。

須藤委員長 今日、来てくれればいいんですけどね。

事務局（加茂室長） いろいろお考えがあるようですので、先生のご指導をいただきながら我々も勉強してまいりたいと思います。

須藤委員長 ということで、ちょうど時間になったので、まだ佐藤委員おっしゃりたいことがあるかもしれませんが、この程度でまとめましたので、お許しをいただきたいと思いますが、いいですか。一言ありますか、どうぞ。

佐藤委員 先ほども申し上げましたけども、汚水が外に出てないと言いながら、上流下流があるよというふうなお話は、これはやはり本気になって見ていかなければならないものだろうというふうに思っています。そのことだけ。

須藤委員長 わかりました。それは確認してくださいね。私もそれは正しいのか正しくないのかわかりませんので、今のお話のことはチェックしていただいて、報告をしてください。これは佐藤委員のご質問なので、正式にこれは取り上げておきますので、確認をした上、次回の委員会に報告をしていただくということでとどめさせていただきます。

4 閉 会

須藤委員長 以上、ちょっと時間が過ぎましたけれども、大変今日は熱心なご討論をいただきまして、ありがとうございました。事務局、ほかにございますでしょうか。いいですか。

以上をもちまして、第4回生活環境影響調査評価委員会を終了させていただきます。
どうもお疲れさまでございました。